

みどりづくりの輪活動支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「協会」という。）が「緑の募金」の寄付金により、生物多様性につながる自然環境保全活動、森林整備活動、校庭等の緑化や学習園等の整備活動等に助成し、子どもや多様な市民等の参加により良好な森林や里地・里山、市街地の緑化の整備や保全活動の促進を図ることを目的とする。

(助成対象活動)

第2条 助成の対象となる活動は、大阪府内において子どもや多様な市民等の参加により実施される次の各号に該当する活動とする。

- (1) 森林整備活動：里地・里山における植栽、育林などの手入れ作業、それらに付随する作業（地ごしらえなど）を行う活動
- (2) 市街地等緑化活動：市街地や校庭等における緑化や学習園等の整備活動
- (3) ビオトープ整備活動等：野生生物の生息・生育空間づくり及び生物多様性につながる自然環境保全活動

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する活動は、助成の対象としないものとする。

- (1) 個人住宅など公開性のない場所での活動
- (2) 同一場所・内容でこの助成による事業が完了してから1年以上経過していない活動
- (3) その他「緑の募金」による助成事業としてふさわしくない活動

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、大阪府内に所在し、財政基盤が脆弱で助成を受けなければ事業の実施が困難な次の団体とする。

- (1) 学校や保育園・幼稚園、またそれを所管する府市町村担当課等
- (2) 子どもの健全育成を目的とした組織や社会教育団体
- (3) その他協会が適当と認める団体

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次の各号に該当する経費とする。

- (1) 資機材購入費：事業の実施に必要な資機材・教材などの購入費、車両などの賃借費
- (2) 講師謝礼：事業実施に必要な団体外の人員に対する人件費、講師謝礼（一人当たり1日2万円を上限）、作業等を支援される方への交通費等（一人当たり1日2千円を上限）とする。
- (3) 印刷製本費：活動に関する学習テキスト、パンフレット、チラシ等の印刷製本費

2 次の各号に該当する経費は助成の対象としない。

- (1) 団体の経常的運営経費（事業所の維持経費や人件費）

- (2) 他の団体、個人に対する寄付金、義援金等
- (3) 飲食に係る経費
- (4) その他協会が不相当と判断した経費

(助成金額)

第5条 助成金の上限は、1団体につき15万円とする。

(事業実施期間)

第6条 助成事業の実施期間は、交付決定の通知日から当該年度の3月末日までとする。

(交付申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、みどりづくりの輪活動支援事業助成申請書及び収支予算書(様式第1号、第2号)を、別途定める期日までに提出する。申請書には、その他協会が求める資料を添付することとする。

(交付決定および通知)

第8条 協会は、申請書をもとに審査会を開き、助成の採否ならびに助成額を決定し、その旨を申請団体に通知する(様式第3号、第4号)

2 協会は、前項の場合において、適正な交付を行う必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて助成金の交付を決定するものとする。

(交付条件)

第9条 協会は、交付決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容または経費の配分の変更(協会の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、予め協会の承認を得ること。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合においては、協会の承認を受けること。
- (3) 事業の遂行または予定期間内の完了が困難となった場合は、速やかに協会に報告し、その指示を受けること。

(状況報告)

第10条 助成活動団体は、協会の求めがあったときは、事業の遂行状況に関し、速やかに協会に報告するものとする。

(実績報告)

第11条 助成活動団体は、事業が完了したときは、その日から30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、みどりづくりの輪活動支援事業実績報告書及び収支精算書(様式第5号、第6号)を提出しなければならない。報告書には、その他協会が求める資料を添付するものとする。

(助成金額の確定等)

第 12 条 協会は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第 7 号により助成活動団体に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 13 条 助成活動団体は、前条の規定による助成金の交付を受けようとする場合は、みどりづくりの輪活動支援事業助成金請求書(様式第 8 号)を提出するものとする。協会は、この請求により助成金を交付する。

2 事業の円滑な実施を確保するため、助成活動団体の請求により、交付決定額の二分の一を限度として、概算払いにより交付することができる。

(交付取消し)

第 14 条 協会は、助成活動団体が次の各号に該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又はこの要綱に違反する事実があった場合
- (2) 交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
- (3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、助成活動を遂行することが困難であると認められる場合

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

(助成金の返還)

第 15 条 前条の規定により助成金の交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求める。

2 第 12 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求める。

(その他)

第 16 条 助成活動団体は、当該事業が「緑の募金」の助成により実施されていることを、掲示・広報するものとする。

2 助成事業を実施する年度または翌年度について、緑の募金活動に取り組むこととする。

3 事業実施後の効果などについて、後日の調査等に協力することとする。

附 則

この規定は平成12年7月1日から施行する。

この規定は平成14年2月1日から施行する。

この規定は平成14年6月1日から施行する。

この規定は平成15年6月1日から施行する。

この規定は平成16年1月1日から施行する。

この規定は平成16年6月1日から施行する。

この規定は平成18年8月1日から施行する。

この要綱は平成18年11月15日から施行する。

この要綱は平成19年2月27日から施行する。

この要綱は平成24年6月15日から施行する。

この要綱は平成30年8月31日から施行する。